

令和4年5月2日

市政記者各位

中央区地域整備部管理調整課

放置自転車撤去業務における不適切な取り扱いについて

中央区の放置自転車撤去に関し、業務を受注している業者（以下「受注業者」という。）において、不適切な取り扱いが発覚しましたので、下記のとおりお知らせします。

福岡市としましては、今回の事案を重く受け止め、今後、このようなことがないよう、再発防止に向けた取り組みを徹底してまいります。

記

1 事案の発生日時・場所

令和3年9月26日（日）20時頃

中央区天神4丁目4（イオンショッピング福岡店前）

2 事案の概要

放置自転車撤去業務の受注業者の従業員が、民有地に駐輪されていた自転車1台を、民有地から歩道上へ移動させ、放置自転車として撤去等を行ったもの。

3 事案発生までの経緯

自転車所有者から不服申立て（審査請求）があり、審査の過程で受注業者の従業員が自転車を移動させた可能性が高まったため、中央区において確認を行ったところ、受注業者が自ら関与を認め、市に報告があったもの。

4 発覚後の対応

○令和4年4月25日（月）

・移動保管料徴収処分を取消

・当該自転車所有者へ謝罪（5月2日）及び移動保管料の返還（手続き中）

5 受注業者への措置

受注業者に対し、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく措置を実施

6 再発防止策について

・放置自転車撤去作業手順について受注業者への改善指導

・放置自転車撤去作業について市の巡回等による確認・指導

問い合わせ先

中央区管理調整課 小島

電話 092-718-1080